

諮問日：令和2年8月26日（令和2年度（情）諮問第6号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（情）答申第34号）

件名：青森地方裁判所における特定事件の「訴状審査表」の不開示判断（開示対象外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

青森地方裁判所の特定の事件の訴訟関係書類綴りに綴られている「訴状審査表」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、青森地方裁判所長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、青森地方裁判所長が令和2年7月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 司法行政事務と裁判事務とは何かの説明がない。
- 2 本件の「訴状審査表」については、訴訟関係書類綴りの閲覧中に発見し、閲覧写しの交付を求めたが、理由もなく拒否され苦情の申出をしたものである。

閲覧写しの交付ができないものであるのなら、訴訟関係書類綴りに綴るべきものではないのではないのか。また、閲覧できないようにすべきではないのか。裁判所の公正に疑問が残る。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であつ

て、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。そして、裁判手続において作成され、裁判部において保管している文書は、裁判事務に関する文書として司法行政文書には含まれず、司法行政文書開示手続の対象とならない。

本件開示申出の対象となっている「訴状審査表」は、特定の事件の裁判手続において作成される文書であり、裁判事務に関する文書に該当する。したがって、司法行政文書には該当しないから、司法行政文書開示手続の対象とならない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年8月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年1月22日 審議
- ④ 同年2月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないと解される。

そこで検討すると、本件開示申出文書は、本件開示申出書に記載された内容に照らせば、特定の民事訴訟事件において提出された訴状について、裁判長の訴状審査権（民事訴訟法137条1項）に基づく審査を行うに当たって作成された文書であり、裁判部において保管されている文書であると認められる。したがって、本件開示申出文書は、裁判所の職員が民事訴訟という裁判手続において作成した文書であって、裁判部において保管されている文書であるから、

裁判事務に関する文書に該当すると認められる。

なお、苦情申出人は、本件開示申出文書について、訴訟関係書類綴りに綴るべきものではないのではないかと、閲覧できないようにすべきではないかなどと主張するが、同主張は、本件開示申出文書に関する上記判断を左右するものではない。

したがって、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって司法行政文書には該当しないから、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子